

要保存(資料)

(ご家庭のわかりやすいところに掲示してください)

緊急災害事態発生時における児童の登下校について

緊急災害などの災害が予想されたり発生したりした場合、児童の安全確保について次のような対応をいたします。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 風水害の対応について

《登校前》

臨時休業になる場合

横浜市内(神奈川県全域または神奈川県東部)に、午前6時の段階で「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が、発令継続中の場合。

臨時休業にならない場合

「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」「注意報」が発令されている場合。

○児童の登校に安全上の問題があると、ご家庭で判断された場合、**学校に連絡の上、登校を見合わせてください。**
(遅刻や欠席の扱いにはなりません。)

《登校後》

学校に留め置き、保護者に引き渡します。

※引き渡しは、各教室または運動場で担任が行います。

2 大規模地震警戒宣言発令時(横浜市域のいずれかで発令された場合)または大規模地震発生時の対応について

《登校前》

臨時休業になります。

《登校中》

学校か自宅の近い方に避難します。(自宅に保護者がいない場合、学校に避難)

《下校中》

《登校後》

学校に留め置き、保護者に引き渡します。

※引き渡しは、各教室または運動場で担任が行います。

※震度5強以上の地震が起きた場合、横浜市の規定により、被害の状況に関わらず学校に留め置きになります。

3 集団下校を行う可能性のある場合

・地域に不審者が出現したとの情報が入った場合

※授業時間を繰り上げ、集団下校する可能性があります。

※その場合、メール配信を使って、各家庭に連絡します。

※各登校班の解散場所まで、担当教師が引率します。

【保護者の方へのお願い】

○全児童に関係がある場合は、メール配信を使って連絡します。

○通学路や登校班の集合場所を、必ずご確認ください。

○緊急時に児童が家に入れず困ることのないよう、日ごろからお子さんと話し合っておいてください。